

生駒市規則第 17 号

生駒市立病院の利用料金及び手数料に関する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成 27 年 5 月 8 日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市立病院の利用料金及び手数料に関する条例の施行期日を定める規則
生駒市立病院の利用料金及び手数料に関する条例（平成 27 年 3 月生駒市条例
第 16 号）の施行期日は、平成 27 年 6 月 1 日とする。